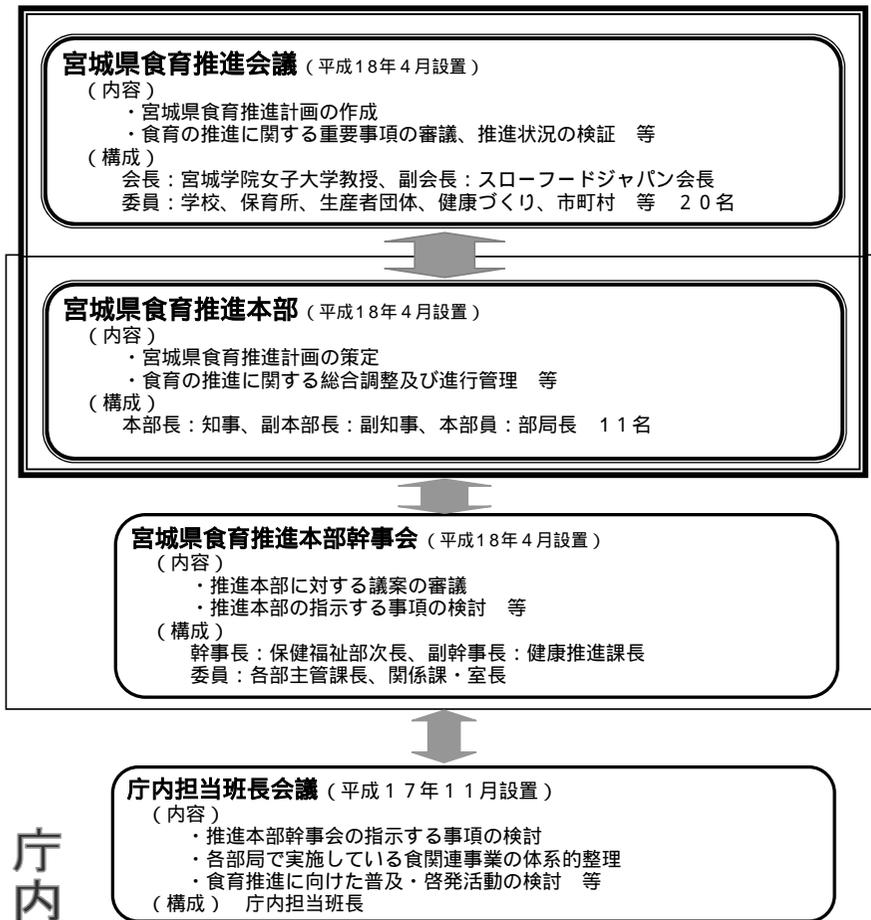
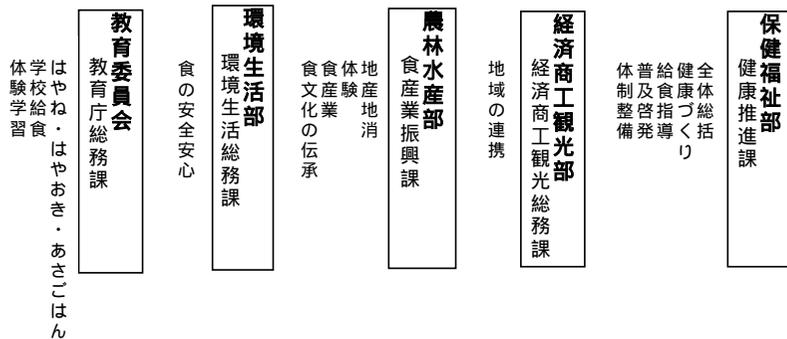


# 宮城県における食育の推進体制

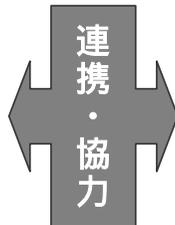
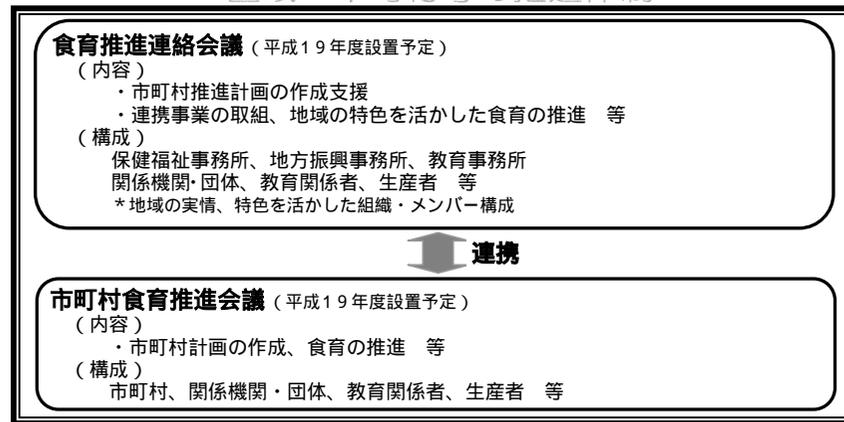
## 県の推進体制



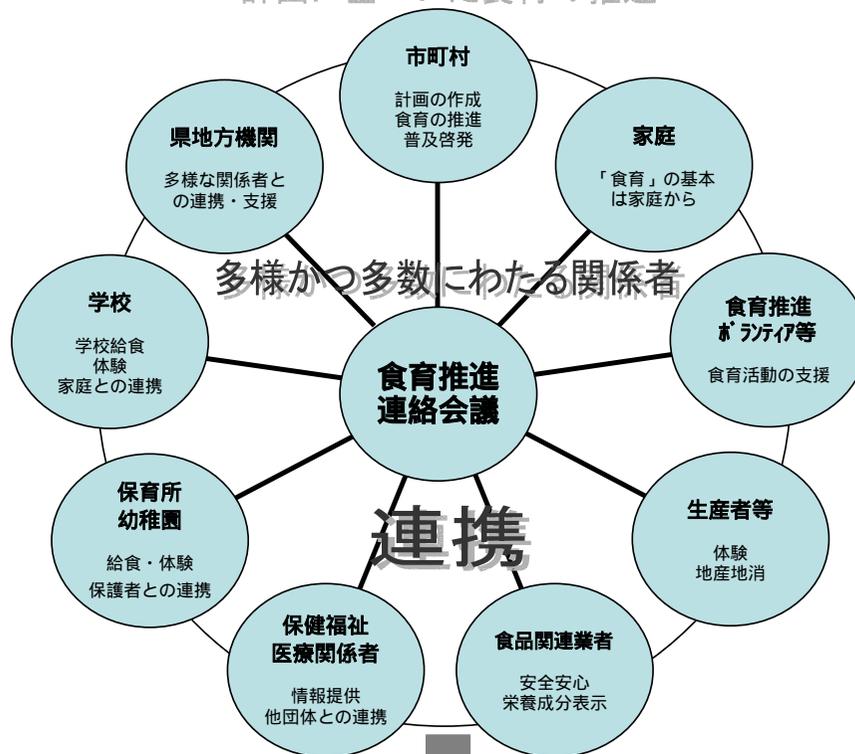
## 市内連携



## 圏域・市町村等の推進体制



## 計画に基づいた食育の推進



## 地域の特色を活かした食育の実践

## 食育推進連絡会議

### 背景

各圏域においてはこれまで、地方振興事務所における地産地消や地域食材の理解への取組、教育事務所における学校給食を通じた食指導や学校農園等での体験活動などの取組、保健福祉事務所における健康づくりや栄養指導等の取組など、3つの公所がそれぞれ独自に食育に関する取組を行ってきました。

しかし、地域において食育に取り組む方々等からは、行政の各分野間の横の連携を強化し、支援してもらえればもっと効果的な活動が展開できるといった意見・要望等が出されています。

### 方向性

これらの課題に対応し、これまで各事務所で行ってきた点の取組から、面的な広がりをもった取組へと展開するためには、3つの公所が情報を共有する場を設け、連携して取り組む必要があります。

さらに3公所が中心となり、関連する団体や機関と連携して圏域の食育を推進していく必要があります。

### 構成員例

#### 食育推進連絡会議

地方振興事務所

教育事務所

保健福祉事務所

市町村

生産者団体

教育関係者

食育ボランティア

etc.

必須機関

事務局

地域の特性に応じて追加

連携

### 取組内容例

食に関する地域の特色、課題点等の整理・検討

3公所において取り組んでいる食育関連事業の情報の共有

圏域内の食育に関連する団体や機関における食育への取組に係る情報収集及び情報の共有化

食育に取り組んでいる実践者及び特色ある取組に関する情報の収集・発信

構成員相互の連携、協力による食育関連事業の実施等

管内市町村において作成する市町村食育推進計画の策定支援

その他

## 市町村食育推進会議

市町村食育推進会議：食育基本法第33条に定める会議

### 所掌事務

- ・市町村の食育に関する、市町村食育推進計画の作成
- ・市町村食育推進計画の実施の推進

宮城県食育推進プランにおいては、県内全市町村において市町村食育推進計画を策定することを目標としています。